

いばらき県央地域連携中枢都市圏を形成する 5 市 3 町 1 村と国立大学 法人茨城大学との包括連携協力に関する協定書

いばらき県央地域連携中枢都市圏を形成する 5 市 3 町 1 村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村。以下「9 市町村」という。）と国立大学法人茨城大学（以下「茨城大学」という。）とは、相互の包括的な連携及び協力について、次の条項により協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、9 市町村と茨城大学とが緊密な連携及び協力のもと、それぞれの有する人的資源、物的資源等を活用し、いばらき県央地域連携中枢都市圏の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力する事項）

第 2 条 9 市町村及び茨城大学は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) いばらき県央地域連携中枢都市圏の活性化に関すること。
- (2) いばらき県央地域連携中枢都市圏の未来を担う人材の育成に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

2 前項各号に掲げる事項に係る連携及び協力の具体的内容は、9 市町村及び茨城大学が協議の上、別に定める。

（秘密の保持）

第 3 条 9 市町村及び茨城大学は、この協定に基づく取組の実施に際して知り得た相手方の秘密について、第三者に開示し、若しくは漏えいし、又はこの協定の目的外に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後も引き続き効力を有する。

（有効期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する日の 30 日前までに、9 市町村又は茨城大学から更新しない旨の申出がないときは、有効期間を 1 年間更新するものとし、その後も、また、同様とする。

（その他）

第 5 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、9 市町村及び茨城大学が協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本書 10 通を作成し、9 市町村及び茨城大学が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 7 月 7 日

水戸市中央1丁目4番1号
水戸市
水戸市長 高 橋 靖

水戸市文京2丁目1番1号
国立大学法人茨城大学
国立大学法人茨城大学長 太 田 寛 行

笠間市中央三丁目2番1号
笠間市
笠間市長 山 口 伸 樹

ひたちなか市東石川2丁目10番1号
ひたちなか市
ひたちなか市長 大 谷 明

那珂市福田1819番地5
那珂市
那珂市長 先 崎 光

小美玉市堅倉835番地
小美玉市
小美玉市長 島 田 幸 三

東茨城郡茨城町大字小堤1080番地
茨城町
茨城町長 小 林 宣 夫

東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275
大洗町
大洗町長 國 井 豊

東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25
城里町
城里町長 上遠野 修

那珂郡東海村東海三丁目7番1号
東海村
東海村長 山 田 修